

議会議案第10号

鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例の制定について

鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例を次のように定める。

平成24年2月16日提出

提出者	鎌倉市議会議員	西	岡	幸	子	
同	同	上	飯	野	眞	毅
同	同	上	中	澤	克	之
同	同	上	久	坂	くにえ	
同	同	上	納	所	輝	次
同	同	上	高	野	洋	一
同	同	上	安	川	健	人
同	同	上	山	田	直	人
同	同	上	前	川	綾	子
同	同	上	池	田		実
同	同	上	吉	岡	和	江
同	同	上	高	橋	浩	司
賛成者	同	上	千			一
同	同	上	渡	辺		隆
同	同	上	渡	邊	昌一郎	
同	同	上	小田嶋	敏	浩	

## 鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例

### (目的)

第1条 この条例は、豊かな自然をもつ本市において、環境にやさしく身近な交通手段である自転車の安全な利用を促進することにより、自転車と歩行者及び自転車以外の車両との共存を実現し、もって交通安全の確保に寄与するとともに、市民等の安全と快適な生活を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者等 自転車利用者及び自転車所有者をいう。
- (3) 市民等 市民及び自転車利用者等をいう。
- (4) 関係団体 地縁による団体、市内の小中学校等ごとに任意に保護者と教職員が組織する教育に関係を有する団体、高齢者団体その他交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者等 自転車の小売りを業とする者及び自転車貸出事業者（以下「自転車小売業者等」という。）、鉄道事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「バス事業者」という。）並びに公共施設、商業施設及び娯楽施設等の設置者をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、国、神奈川県、市民等、関係団体及び事業者等と連携し、自転車の安全な利用を促進し、自転車の安全で快適な利用環境の向上を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な措置を講じるものとする。

### (自転車利用者等の責務)

第4条 自転車利用者等は、自転車が軽車両であることを自覚し、年齢や体力に応じた安全利用を心掛け、道路交通法、神奈川県道路交通法施行細則（昭和44年公安委員会規則第1号）その他の法令の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行し、自転車の安全な利用に努めなければならない。

- (1) 車道通行を原則とし、歩道を通行することが認められる場合は、歩行者の通行を妨げない速度及び方法で通行すること。
- (2) 車道通行の際は、左側を通行すること。
- (3) 保護者等は、13歳未満の子どもにヘルメット着用をさせること。
- (4) 携帯電話、イヤホン（補聴器を除く。）又はヘッドホンを使用しながら運転をしないこと。
- (5) 商店街の区域内等を通行しようするときは、必要に応じて自転車を押して歩くこと。
- (6) 傘を使用しながら運転する等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転をしないこと。
- (7) 夜間において、無灯火で運転をしないこと。

- 2 自転車利用者等は、自転車に係る事故に伴う補償又は賠償に備えるため、自転車損害保険等に参加するように努めなければならない。
- 3 自転車利用者等は、その利用する自転車について定期的に点検し、必要に応じて整備するよう努めなければならない。
- 4 自転車利用者等は、市及び関係団体が実施する事業に協力し、積極的に参加するよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自転車の安全な利用の方法について理解を深め、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第7条 自転車小売業者等は、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 自転車小売業者等は、自転車を購入しようとする者又は貸出を希望する者に対して、自転車損害保険等に関する情報を提供し、その加入の促進に努めなければならない。
- 3 鉄道事業者、バス事業者並びに公共施設、商業施設及び娯楽施設等の設置者は、鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例（平成2年条例第12号）第6条及び第7条の責務を果たすほか、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車交通安全教育等)

第8条 市は、市内の小中学校等その他の教育機関、神奈川県、関係団体及び事業者等と連携し、自転車の安全な利用の促進について市民等の理解が深まるよう広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 2 市内の小中学校等の長は、児童生徒の発達段階に応じた自転車交通安全教育の実施に努めるものとする。
- 3 市は、第1項の啓発活動を行うに当たっては、就学前の児童を養育する保護者に対する交通安全教育を実施するよう努めるとともに、高齢者に対しては、高齢者団体と連携して実施するよう努めるものとする。
- 4 市は、関係団体が行う交通安全教育及び啓発活動に対して、情報の提供、助言、財政上の措置その他の必要な支援を実施するものとする。

(計画の策定)

第9条 市長は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するための計画（以下「自転車安全総合推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 自転車安全総合推進計画には、交通安全教育に関する事項、広報啓発に関する事項、自転車に係る利用環境の向上を図るための整備に関する事項その他の自転車の安全な利用の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

3 自転車安全総合推進計画を定めるに当たっては、国、神奈川県、関係団体及び市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、計画を定めた際は、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 前項の規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第10条 市は、自転車の安全な利用の促進と利用環境の向上に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成25年4月1日から施行する。